

## 令和5年度 第2回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年5月12日（金）  
午後2時00分～2時55分  
場所 沖縄県庁9階第4会議室

### 出席者

委員 12名

（会場参加）

赤嶺 博之 委員  
八前 隆一 委員

伊良波宏紀委員  
山内 得信 委員

上原 亀一 委員  
新立 弘子 委員

（Web参加）

池田 博 委員  
大谷健太郎委員

当真 聡 委員  
天方 徹 委員

藤田 喜久 委員  
城間 恒浩 委員

事務局職員 4名

井上 顕（事務局長）  
本永 文彦（主任書記）

秋田 雄一（主任書記）  
米丸 浩平（書記）

---

○事務局（井上） 定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書、議案に対する添付資料の合計3種類であります。不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。

ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。

途中退席される際には、挙手の上議長の許可を得て退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。でも、会場が替わったのでありません。

これから会議の資料については、通信速度の関係もあり画面共有しないよう進めていきましたが、ご意見ありませんでしょうか。不都合のある方があれば、画面共有して進行していきたいと思います。なければ、画面共有しないで進行したいと思います。

では、ただいまより令和5年度第2回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、伊良波委員、八前委員、山内委員、新立委員の6名にお越しいただいております。ウェブには、池田委員、当真委員、大谷委員、天方委員、藤田委員、城間委員の6名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。上原会長、よろしくをお願いいたします。

○上原議長 皆さんこんにちは。

（「こんにちは」という声、あり）

○上原議長 これより、令和5年度第2回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。よろしく願いをいたします。

本日は議題3題提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議の前に、議事録署名人のご指名をさせていただきます。本日の議事録署名人には八前委員、あと当真委員のお二人をお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

[第1号議案 浮魚礁の承認申請について]

○上原議長 それでは、議案に入ります。

第1号議案 浮魚礁の承認申請について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。事務局を務めさせていただきます秋田です。

1号議案 浮魚礁の承認申請について、議案書の1ページをご覧ください。

今回は、浮魚礁の承認申請が合わせて35件上がってきております。

新規が1件、再設置が3件、それから再承認が31件について提出されておりますので、その敷設の承認についてご審議願います。

今年度発動している委員会指示は、沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号となっております。その一部を抜粋したものを1ページ目の枠内に掲載しております。

続きまして、2ページ目が承認の流れと、3ページ目が承認証の様式となっております。

続いて4ページ、5ページをご覧ください。

今回承認申請が上がってきているもの、それからこれまで承認したもの、それから海に浮かんでいる浮魚礁の数など情報を承認したものがこちらになっております。

ブロックごとの承認状況ですが、今回申請が上がってきているのは、第1ブロックで伊江漁協から4件、伊江村から2件、今帰仁漁協から1件と今帰仁村から2件。第2ブロックが久米島町から2件、渡名喜村から2件、渡嘉敷漁協から2件。続いて、第3ブロックが港川漁協から5件、知念漁協から1件、南城市から2件、沖縄市漁協から4件、金武漁協と金武町からそれぞれ1件ずつ。さらに第4ブロックで八重山漁協から6件となっております。

続いて、6ページ、7ページに申請情報の一覧が掲載されております。特段説明が必要な情報はありますが、今回知念漁協さんから申請のあった新規承認の1件なんですけれども、こちらは名称の変更が伝えられております。

これまで知5号で入っていたものを、名称を知6号に変更して同じ場所に入れるということでしたが、位置が2分以上移動して設置することになりましたので協議書も取られていて、全てそろっていることを事務局で確認しております。

続いて、再敷設承認の3件がその後、久米島町2件と沖縄市1件があって、再承認申請の31基がその下と隣のページに載っております。

今回、別添で付けましたこちらの添付資料のほうに、それぞれ申請が上がってきた各漁協の情報が載っております。

事務局のほうで1件ずつ申請書の指示番号とか内容について、座標とそれから添付写真で位置情報だったり浮体の設置者や番号、それから灯火、レーダー反射板について確認を行いました。その結果、全ての申請内容について適切であると認めました。

なお、今回の申請が承認されますと、漁協と市町村で35基が承認されることとなります。前回海区では5基を承認しておりますので、ごめんなさい、ちょっと修正があって、5ページの下のR5年度承認上限基数と書

いた小さい表があるんですけども、この表の上から2段目、既設のうち承認済み基数というのが6と記載されているんですが、これまで5件、前回会議で5件承認しておりますので、5件の間違いです。

なので、今回承認される予定の35基と前回承認の5基を合わせて、これまでの承認数は40件となって、残りの承認予定数は80件ということになります。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○上原議長 　ただいま、第1号議案　浮魚礁の敷設承認申請について事務局より説明がございました。

本件について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長 　特にないようですので、お諮りしてよろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 　第1号議案　浮魚礁の敷設承認申請については、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 　ありがとうございます。

第1号議案については承認することといたします。

〔第2号議案　ウミガメの採捕に係る委員会指示更新について〕

○上原議長 　次に、第2号議案　ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動についてを付議します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） 　よろしくお願ひします。

第2号議案　ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動について、議案書の8ページをご覧ください。

まず概要を説明します。

現行のウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号は、令和5年6月30日をもって有効期間が終了することから、新たな指示の発動をする必要があるため、内容及び指示の発動について更新するものです。

現在の委員会指示の骨子なんですけれども、ウミガメ（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ）を採捕するには委員会の承認が必要。

承認の対象は、試験・研究、養殖、漁業、その他特に必要と認められる

者。

漁業目的の場合、承認の期間は8月1日から翌年の5月31日までが漁期となっております。

養殖及び漁業目的の場合、漁獲割当頭数の上限があり、アオウミガメが205頭、アカウミガメが6頭、タイマイが28頭で、割当頭数内で個体ごとに頭数を明記して承認しております。

また、漁業及び養殖目的で承認を受けた場合、腹甲長、お腹側の甲羅の長さで、30センチメートルから60センチメートルのウミガメ以外の採捕は禁止となっております。

承認を得て採捕した後、委員会の承認を得てその用途を変更することも可能です。

漁業目的で採捕した個体について、展示販売を行う場合は動物取扱業登録が必要です。

今回の改正における要点を、9ページに示しております。

前回の指示から変更になる点は多くはないんですが、沖縄県における行政手続の押印見直しに伴って、申請書の押印欄を廃止いたしました。したがって、様式5号を除く1から9号について承認証の申請様式における押印欄を廃止しました。しかし、5号は委員会から発行する承認証になりますので、こちらは印鑑を押して発行いたします。ただし、押印を省略する場合は、申請者の身分証の写しを提出いただくことになっております。

ほかの変更点としては、条文の中で文言の不統一がありましたので、「捕獲」という表現と「採捕」という表現が混同しておりました。それを「採捕」に改めて統一しております。

あとは指示番号が現行2の第3号から、今年度令和5年度に発出するので5の第3号に変更になり、指示の有効期間が令和2年7月1日から令和5年6月30日までだったものが、新しくは令和5年7月1日から令和8年6月30日までとなります。

指示の内容ではないんですが、採捕承認の判断基準について検討が必要であるというのがありましたので、別紙に判断基準の修正についてまとめました。

次のページ、10ページから17ページまでが更新する指示の案となっております。18ページから22ページまでが新旧対照表となっております。

ご覧いただきたいのは次の23ページです。

採捕承認の判断基準ということで、アオウミガメの新規に申請される方の採捕承認の上限の決め方について、考え方を見直すことにいたしました。

こちら 23 ページが、採捕承認の判断基準の新しいものの案になっております。

24 ページが新旧対照表になっておりまして、25 ページにこの見直しを行った基になる情報が整理してあります。

25 ページをご覧ください。こちらの表から説明させていただきます。

近年のアオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ、それぞれの漁業と試験・研究での承認数と実績の一覧表になっております。

今回検討が必要なのは、アオウミガメを対象とした漁業の承認頭数なんですけれども、近年承認を受けた頭数は多いんですが、実績が承認された量ほど上がってなくて、申請数が枠を上回るようなことはありません。ただ、令和4年度漁期採捕承認の判断基準では、申請された頭数全てを認める方針だったので、近年、特にアオウミガメが増えて困っているというような状態もあって、新規の方で50頭とか非常に多く申請を上げる方がいらっしやいました。

それらを全て承認していたところ、後半になって申請数が枠を上回る事態となってしまったため、既に許可を与えた方から枠を譲っていただくような事態となってしまいました。このような事態を避けるため、新規の申請者に対しては、下の四角い枠で囲った下記の基準で承認頭数を判断することとしたいと思っております。

読み上げると、漁業におけるアオウミガメの許可頭数を、10頭を上限として承認する。この上限10頭の考え方なんですけれども、直近3年間における採捕実績、それぞれの承認を受けた方の採捕した実績の最大値が10頭であったことから、新規の方については10頭を上限として承認する。

参考に、直近3年間の1人当たりの採捕実績を書いているんですけども、平均にすると約1.1頭、承認を受けたものの採捕実績がなかった方の割合が約40%となっております。承認を受けたけれど実績がなかったという方が多くいらっしやいます。

ただ、過去5年をさかのぼると、最大で1人16頭捕っている方もいらっしやいますので、10頭では枠が途中で足りなくなる可能性もあるということで、24ページの対照表のほうを見ていただきたいと思いますけども、新規申請または前年度の採捕実績がない場合、10頭を上限として承認するとあるんですけども、ただし、漁期途中で上限に達することが見込まれる場合で、全体の採捕割当頭数に余剰があるときは、5頭を上限に追加の採捕承認を受けることができるというような案にしております。

今回の指示の更新に当たっての説明は以上となります。

事務局からは以上です。ご審議のほどお願いします。

○上原議長　ただいま、第2号議案　ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動について事務局より説明がございました。

委員会の支持期間の満了に伴う更新と、あと一部記述の修正等々であります。

あと、これ議案ではないんですが、先ほど説明をいただきました採捕承認の判断基準の考え方についても、併せてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

赤嶺委員、どうぞ。

○赤嶺委員　10ページの第5のほうね、腹甲長のほう。腹甲長30センチメートルから60センチメートルの大きさのウミガメと書いて、これ分かりづらくない。ということは、30センチから60センチ以内ということ。

○事務局（秋田）　そうですね。

○赤嶺委員　60センチを超えたら捕ってはいけないということなんですか。

○事務局（秋田）　はい。このサイズを制限したときの考え方としては、未成熟のものたくさん卵を産むようなサイズは保護するというような考えで、小さなものと大きなものは捕ってはいけませんというような基準になっていたと思われま。

○上原議長　ほかございませんか。

ただ、ちょっと僕から一つだけ。採捕の判断基準で、この書きぶりだと最大15頭までしか許可はあげられないということになるんですけど。

○事務局（秋田）　新規の方ですね、はい。

○上原議長　実績が上がってきた場合はどう対応する。

○事務局（秋田）　翌年以降ということですか。

○上原議長　いやいや、この期間中に。10頭捕って、もっとくださいと言ったら5頭しか枠はもらえないということでしょう。

○事務局（秋田）　近年の採捕の実績を鑑みると、なかなかそこまでたくさん捕っている方がいらっしゃらなかったもので、直近3年で最大10頭ですし、確かに捕ろうと思ったらたくさん捕れるという部分はあるとは思いますが、まずは新規の方はこの程度で許可させていただいて、翌年以降もし増やしていくのであれば、というふうに考えたのですが。

○上原議長　それは委員会の中である程度基準づくりできるので、そのときに不都合が出たときにまた考えますか。

○事務局（米丸）　いいですか。事務局の米丸ですが、採捕枠というか、

承認された採捕枠が残り5頭になったら、プラス10頭ずつ追加で承認できるような扱いでもいいのかなど、自分は思っていたんですけど。

要するに、10頭承認されて、その人が5頭捕ったらまた追加で10頭の承認を受けられる。またそこから10頭捕って残り5頭になったら、また10頭追加で承認を受けられるような扱いだと、ちゃんと実績を伸ばしていったら追加で承認できるような形になるのかなど。その書きぶりじゃないですよ。

○上原議長　これだと15頭でしょう。

○事務局（米丸）　そうですね、これだと15頭が上限になっちゃうので。すいません、今のはあくまで案です。

○上原議長　まず実績に応じて、今までそれ以上捕った方がいないというのであればそれで。最大15頭を予定しておいて、途中でどうしても採捕枠をくださいということがあれば、また考えますと。様子見で。

○事務局（秋田）　はい。それを上回る場合は、委員会のほうで検討するというような文言を加えさせていただきますでしょうか。

○上原議長　入れてください。

○事務局（秋田）　分かりました。

○事務局（井上）　最後のほうに、委員会が認めればその限りではないみたいな、そんな文言を入れておいたほうが良いということですよ。

○上原議長　入れておいたほうが良いと思う。

○事務局（井上）　はい、分かりました。

○上原議長　ほか、委員の皆さんから何かご意見ございませんか。

特にないようですので、お諮りしたいと思います。

第2号議案　ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動について、先ほど事務局より説明をされた中身で委員会指示を発動するというのと、あと採捕承認の判断基準については、一部頭数の枠の上限に対する考え方、必要があるときは委員会で検討するというを書き加えるということで、併せて承認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長　はい、ありがとうございます。

第2号議案については、委員会指示の発動及び採捕承認の判断基準については、一部修正を加えた形で承認することといたします。

〔第3号議案　マチ類保護区（第2多良間堆）における委員会指示違反について〕



○上原議長　それでは次に、第3号議案　マチ類保護区（第2多良間堆）における委員会指示違反について付議します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田）　第3号議案　マチ類保護区（第2多良間堆）における委員会指示違反についてお諮りいたします。

議案書の26ページをご覧ください。

沖縄県漁業調整委員会指示 30 第4号、現行の指示では5第2号になっておりますが、こちらに定めるマチ類資源保護区である第2多良間堆区域内において、令和5年3月16日に、一本釣りによる違反操業が確認されました。本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書を発出する事務局案についてご審議をお願いしたいと思います。

下の枠の中に該当する委員会指示、沖縄海区漁業調整委員会指示 30 第4号の概要を書いております。

マチ類の資源保護培養を目的とし、沖縄海区内の5か所に保護区を設定し、水産動植物の採捕を制限しています。このうち第2多良間堆は周年保護区となっております。

その下に処分方針の概要を書いております。

委員会指示の違反に対する委員会の処分等の方針を定めたもので、違反者に対する処分等の種類は、口頭による注意、文書による警告、知事への裏付命令申請及び承認の取消しとなっております。

今回のマチ類資源保護区の委員会指示の違反については、重大な違反ということになります。そして重大な違反に対する処分方針、初回については、文書による警告となっております。

ごめんなさい、下の本件に対する事務局案で、「件」の字が間違っておりました（県と誤記）。

事務局案なんですけれども、違反者に対し警告文書を発出、これが27ページの案1となっております。併せて関係漁協の代表者宛に委員会指示の遵守についての指導依頼を通知、こちらが案2で、28ページの内容となっております。

続いて、29ページから31ページまでが、漁業取締船はやてによる今回の違反の概要の報告書となっております。

それで資料2が31ページから34ページ、こちらが委員会指示違反に対する処分方針となっております。違反の内容と、それに対する処分の基準が書かれております。

資料3が今回の指示内容です。沖縄海区漁業調整委員会指示 30 第4号が35 ページから36 ページ、37 ページに漁業調整委員会指示の違反者に対する手続の流れが示してあります。

今回の議案では、この違反者、池間漁協の漁業者の方だったんですけれども、第2多良間堆の真ん中あたりで操業していたところ、漁業取締船はやてが現地を確認したところ、保護区と知らずに操業していたということで、現場では、船長が高齢で耳が遠くてなかなか現場での状況を確認できなかったもので、後日漁協のほうで違反の内容について確認をいたしました。

確認したところ、この漁業者は保護区の存在自体は知っていたものの、第2多良間堆が、保護区だということは知らなかったというふうに証言しております。

ただ、漁協のほうは日台の漁場監視の事業を受けている方には保護区について説明しているの、知らないことはないだろうというような説明だったんですけれども、本人としては、保護区の存在は知っていたけれども、まさかここが保護区だったとは知らなかったで、取締り時の状況としても、接近しても何ら逃げるようなそぶりというか、違反の自覚がないような状況で、特段違反して操業しているというような自覚を持っていなかったと。

一緒に乗っていた若い方については船長のお孫さんで、漁業見習いということでまだ漁業を始めたばかりで、指示の内容についても了知していなかったということです。

したがって、今回の違反については、故意であったか過失であったかという点は、状況からすると過失であった可能性が高いとは思われるんですが、内容に関しては処分方針に従う重大な違反になりますので、委員会として、案1に示した警告文書を発出するという事でお諮りしたいと思っております。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原議長 案の1を説明、読んで。

○事務局（秋田） すいません。では、案1のほうを読み上げさせていただきます。

宛名は今回伏せさせていただいておりますが、沖縄県宮古島市、違反者宛。

沖縄海区漁業調整委員会会長名で、委員会指示違反に対する警告について。

当委員会は、漁業法第120条第1項に基づき、水産動植物の繁殖保護、

漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止などを目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示、（以下委員会指示という）を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。しかし、貴殿においては下記のとおり委員会指示の違反が確認されましたので、今後違反行為を行わないよう警告します。

以下に違反者の情報と違反情報、沖縄海区漁業調整委員会指示第 30 第 4 号違反（採捕の制限）で、3 番が違反供用船舶ということで、使用されていた船舶の情報が書かれています。

漁業種類としては底魚一本釣り、はえ縄一本釣り。

違反事実が、沖縄海区漁業調整委員会指示 30 第 4 号に定めるマチ類資源保護区である第 2 多良間堆区内において、令和 5 年 3 月 15 日未明から翌 16 日午後 12 時 28 分頃までの間、一本釣り漁業を営み、漁獲を得たものであるという内容になっております。

案 2 のほうが 28 ページで、所属される漁協の池間漁協宛の指導の依頼文書になっております。

委員会指示違反に対する警告について（依頼）。

貴組合に関係する船舶においては、別紙写しのとおり沖縄海区漁業調整委員会指示の違反が確認されましたので、違反者に対し文書で警告を行ったところです。つきましては、今後二度と違反行為を行わないよう指導をお願いします。

以上の文書を発出の案としております。

○上原議長　ただいま事務局より、第 3 号議案　マチ類保護区における委員会指示違反に対する警告文の案と指導依頼案の説明がございました。

この件について、各委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

特にないようですので、お諮りしたいと思います。

第 3 号議案　マチ類保護区における委員会指示違反について、事務局提案のとおり本人宛警告文、通知ですね、あとは所属漁協組合長宛に指導の依頼文を提案のとおり発出するということよろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長　ありがとうございます。

第 3 号議案については、事務局提案のと通りの警告文を発出することといたします。

以上で議案は終了をいたします。

[報告事項1 クロマグロ令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○上原議長 続いて、報告事項に入ります。

順次事務局より説明をお願いをします。

○事務局（米丸） では、38ページをお開きください。事務局の米丸です、説明します。

クロマグロ令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、報告ということで、時系列で記載しておりますので、順に読み進めたいと思います。

令和5年4月27日に、農林水産大臣より令和5管理年度に係るクロマグロの漁獲可能量について、都道府県別漁獲可能量の変更追加配分に関する通知がありましたということで、別紙1ですね。40ページになりますが、こちらの通知がありました。

内容としましては、戻っていただいて38ページに、通知は、漁業法第15条の規定に基づき、都道府県別に定めた数量のうち、クロマグロ大型魚（30キロ以上）について、本県への配分量147.0トン（当初配分）を163.2トン（追加配分）として7.2トン、前年度からの繰越しが9トン、合わせて16.2トンの増に変更する内容となっていたことから、県は令和5年5月2日付けで知事管理漁獲可能量を変更し、ホームページで公表しました。

こちらが別紙2、3、41ページから42ページですね。41ページのほうが新旧対照表になっておりますので、こちらで説明したいと思います。左側が変更後、右側が変更前となっております。

第2、クロマグロ大型魚ですね、右側、都道府県別漁獲可能量として147.0トンが配分されまして、沖縄県の知事管理区分としましては、知事管理漁獲可能量132.3トン、留保枠14.7トン、9割と1割に分けまして、前期の漁獲可能量としては、132.3トンから後期分の1.0トンの割当てを除いた131.3トンで、留保枠としては後期分の留保枠1.0トンを除いた13.7トンを配分していたところですが、左側、163.2トンに追加されましたので、知事管理漁獲可能量のほうに追加された16.2トン全て入れまして、知事管理漁獲可能量としては148.5トン、前期の知事管理漁獲可能量として147.5トンに変更しております。

38ページ戻っていただいて、3ポツ目、知事管理漁獲可能量の変更に当たっては、漁業法第16条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞くこととされておりますが、本件については、令和5年2月10日の海区

漁業調整委員会において、あらかじめ答申をいただいた内容に基づいて手続を行ったものですので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

なお、令和5年5月8日、今週月曜日です、クロマグロ大型魚の漁獲可能量が前期、4月から7月の知事管理漁獲可能量の95%を超えたことから、同日付けで採捕停止命令を発出し、5月9日からは採捕停止となっております。

去年が5月11日の採捕停止命令発動でしたので、3日早い発動となっております。

続きまして39ページ、ここはちょっと例年ない部分になるんですが、実は同じ5月8日、農林水産大臣より令和5管理年度に係るクロマグロの漁獲可能量について、都道府県別漁獲可能量の変更（追加配分）の修正に関する意見照会がありましたということで、別紙4、43ページの意見照会が来ております。

意見照会の内容としましては、追加配分の前原資となる繰越し数量の集計ミスによる追加配分の減少であり、クロマグロ大型魚（30キロ以上）について、本県への配分量163.2トンを161.9トン、追加配分を1.3トン減らす形に修正する内容でした。

ちょっと残念な変更ではあるんですが、39ページへ戻っていただいて、3ポツ目、繰越し数量の計算ミスによる追加配分の修正であり、国の定める実施要領に基づき配分された数量であることから、やむを得ない変更として受け入れる旨回答しております。

近日中に農林水産大臣より、令和5管理年度に係るクロマグロの漁獲可能量について、都道府県別漁獲可能量の変更に関する通知がある予定です。県は上記の通知があり次第、その内容に基づき、知事管理漁獲可能量を変更し、ホームページで公表する予定としております。こちらが別紙の5、6です。

5のほうは新旧対照表になっておりますので、こちらでご説明させていただきます。先ほどと同じで、右側が変更前です。下線部を読み上げていきたいと思っております。

クロマグロ大型魚の都道府県別漁獲可能量163.2トンで、知事管理漁獲可能量として148.5トン、前期の知事管理漁獲可能量として147.5トンだったところ、左側、ごめんなさい、直っていないですね。

すいません、クロマグロ大型魚の都道府県別漁獲可能量が161.9トンになりまして、沖縄県クロマグロ大型魚の知事管理漁獲可能量としては147.2トンで、前期の知事管理漁獲可能量としては146.2トンと、全て

1.3 トンずつの減となります。報告は以上です。

参考までに、採捕停止はかかっているんですが、洋上報告も合わせて大体 150 トンほどの漁獲となっております、例年どおりちょっと漁獲可能量は超えるものの、留保枠で対応可能というような状況になっております。

こちらに関しては以上です。何かあれば。

○上原議長 ただいまの報告事項に関して、何か委員の皆様からご意見ございますか。

特になければ、次にいってください。

[報告事項 2 奄美海区からの沖縄県ソデイカ漁船に対する指摘について]

○事務局（秋田） 報告事項の 2、46 ページをご覧ください。

奄美海区からの沖縄県ソデイカ漁船に対する指摘についてということで、令和 5 年の 2 月に奄美海区の事務局のほうから、周辺の鹿児島側の漁業者の意見として、幾つか情報提供がありました。このような指摘を受けて、県として取締船での巡視を実施したほか、取締り強化等の対応を検討しているところです。

今後の海区委員会として対応方針を固め、議案としてお諮りするために、まずは操業実態等に関する情報収集に努めていきたいと考えております。

鹿児島側から漁業者の意見ということで話があったのは、以下の 6 点になります。読み上げます。

沖縄県漁船の中に、旗数制限 50 マイル以内 30 本、50 マイル以遠 50 本を守っていない船がいる。

2、中には 60 から 70 本使っている船もいる。3 人乗りの大型船などはそうしないと商売にならないようだ。

3 番、これは最近の話ではなく、沖縄県では半ば黙認されているようだ。

4 番、沖縄と歩調を合わせて奄美も 12 月解禁とするよう呼びかける前に、沖縄県側が設定した上記制限をまずは守らせろ。

5 番、かつては 1 ワット無線の同じ周波数帯を使って沖で交信できていたが、現在その体制が崩れ、沖縄船と交信できない状態になっている。元の体制に戻していただきたい。沖縄側は無線機の 10 ワットか 20 ワットを使っているんじゃないかということでした。

6 番、喜界島、主に早町港に沖縄の 2 級船が 15 隻ほど入港し、ソデイカ漁の基地としている。しけの日は、地元の船は日帰りで沿岸で操業しているのだが、できれば沿岸は遠慮していただきたい。という内容です。

必ずしも全てが本当かどうかは分からないし、お互いさまという部分も

あるとは思いますが、操業の実態として情報収集をしながら、鹿児島側のほうともソデイカの資源の有効利用に向けて、より良い指示だったりルールづくりに役立つような情報を集めていきたいなというふうに考えております。この件については、まずは委員の皆様へ情報提供ということで報告させていただきました。

本件に関しては以上です。

○上原議長　この件に関しては、今回は報告事項ということで、できれば来月の委員会の中で、今後の沖縄県としての指導の在り方等々についてちょっと協議をさせていただきたいと思っていますので、次回でお願いをします。

じゃ、引き続きお願いします。

### [報告事項3 海区委員会運営規程の改正について]

○事務局（秋田）　報告の3、海区委員会運営規程の改正について、47ページをご覧ください。

昨年度末に、海区委員会の運営規程で、個人情報保護法に関係した修正をしたばかりだったんですけども、今年度に入ってから、精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請というのが団体から寄せられました。

その内容によると、沖縄県内では県が所管するこの行政委員会の中で、海区委員会と内水面委員会、その2つで会議の傍聴規程の中で、会議を報告することができない者、海区委員会規程第13条になるんですけども、その中で精神に障害がある者の傍聴を認めていません。

この件について、知事宛に長年放置されている精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請ということで、この条文を変更なり削除なりしてほしいという要請がありました。

課内でこの内容について検討して、部内でも報告して調整させていただいたんですけども、事務局としては、当該規定は県の条例、沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の基本理念にも反すると思われること。それから、当該条文、精神に障害がある者の傍聴を認めない条文は、委員会の運営上必要性が低いのではないかと考えられます。委員会の運営を妨げるような者については、同条（5）その他議長が特に不適当と認めた者により、傍聴を制限することができるので、あえて書く必要がないのではないかと考えられます。ですので、削除しても差し支えないと思われるので、事務局としては、委員会において運営規程の改正を来月の委員会でお諮りして、この文を削除する案として進めていきたい

と考えております。

以上になります。

[報告事項4 全国海区漁業調整委員会連合会における委員表彰（新立委員）について]

○事務局（秋田） 続きまして報告4番、全国海区漁業調整委員会連合会における委員表彰についてです。

今回も会場に参加いただいております新立委員におかれましては、平成24年8月に本海区委員会の会員に就任以来、通算で10年以上にわたって、学識経験者の代表として海区漁業調整委員会の職務を果たしていただいております。

この功績が認められ、今年の5月26日に開催される令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会において、委員表彰されることになりましたので、報告させていただきます。

この総会には、事務局から私と新立委員の2名で参加させていただきます。

報告は以上になります。

○上原議長 新立委員、おめでとうございます。また引き続きよろしくお願いをいたします。

○新立委員 ありがとうございます。

○上原議長 以上で本日予定をしていた議案、あと報告事項が終わりましたので、委員会終了したいと思います。

その前に附帯決議を読み上げて、決議をいただければと思います。

附帯決議。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

以上で本日の委員会終了いたします。

あと事務局に進行を譲ります。事務局お願いします。

○事務局（井上） 上原会長、ありがとうございました。

次回の海区は、6月9日金曜日14時からの予定です。会場は県庁6階第2特別会議室での開催を予定しておりますが、別件会議が入る可能性があるため、会場が変更する可能性がありますので、ご了承ください。

今後の開催形式について、コロナウイルス感染症の感染が収まりつつあ



りますので、対面での会議開催を基本としていきたいと思いを。一方、体調不良などやむを得ない状況についてのみウェブ参加を認める方針で、機材などは順次準備しておきますので、併用していく形もあり得るということだ。

以上になります。本日はありがとうございました。

○上原議長 お疲れさまでした。

令和5年5月12日

議長

議事録署名人

議事録署名人